

令和6年度 こども園・保育園 入園のご案内



富里市は、鬼ごっこを取り入れた幼児期の運動遊び事業を実施しています。

保育園等を利用する際の、制度の説明、手続きの方法、注意事項など、保護者の方に知っていただきたいことが書かれておりますので、必ずお読みください。不明な点は下記へお問い合わせください。

富里市 健康福祉部 子育て支援課 幼保連携班

〒 286-0292 富里市七栄 652-1

電話 0476-93-1174

もくじ

○支給認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 認定の種類
 保育園を利用できる時間（保育の必要量 標準時間・短時間）
 保育を必要とする事由

○申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

○申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

○入園後の諸注意・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

○利用者負担額（保育料）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 利用者負担額（保育料）の決定時期
 納入方法
 利用者負担額（保育料）の変更・減額・免除について
 令和6年度利用者負担額（保育料）月額表（案）

○市内保育施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 富里市立葉山こども園
 富里市立向台こども園
 学校法人富里学園 末広幼稚園
 社会福祉法人牧の園 富里保育園
 社会福祉法人清郷会 青空保育園
 AIAI Child Care 株式会社 AIAI NURSERY 富里
 株式会社 give & give ことり保育園 日吉台園
 学校法人日吉台学園 ひよしだい保育園
 株式会社PuPu PuPu 保育園 富里園
 学校法人日吉台学園 日吉台にここパーク保育園
 株式会社エフ・シー・エヌ スクルドエンジェル保育園 富里七栄園

○その他の保育サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
 病児・病後児保育
 富里市ファミリーサポートセンター

○利用案内 Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

令和6（2024）年度 クラス年齢早見表

クラス	生年月日
5歳児	平成30（2018）年4月2日～平成31（2019）年4月1日
4歳児	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日
3歳児	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日
2歳児	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日
1歳児	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日
0歳児	令和5（2023）年4月2日～

支給認定について

保育園・こども園での保育を希望する場合は、「保育を必要とする事由」に該当し、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。これを「支給認定」といいます。

保育園等の利用申請と同時に「支給認定」の申請をします。認定には3つの種類がありますが、保育園・こども園（保育希望）の利用を希望する場合は、「2号認定」「3号認定」を受けることが必要です。

認定の種類

認定区分	年齢	内容
1号認定	満3歳以上	お子さんが満3歳以上で、保育を必要としない場合
2号認定	満3歳以上	お子さんが満3歳以上で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 [保育園申込可能]
3号認定	満3歳未満	お子さんが満3歳未満で、「保育を必要とする事由」に該当し、保育園等での保育を希望する場合 [保育園申込可能]

〇3号認定の認定期間は、満3歳の誕生日の前々日までです。3号認定（3歳未満児）から2号認定（3歳以上児）への切り替えは自動的に行われます。

保育園を利用できる時間（保育の必要量 標準時間・短時間）

申請により保育の必要量が認定されます。保育の必要量には2つの区分があり、それぞれの利用時間は下記のとおりです。

保育の必要量	保育利用時間	要件
標準時間	最大 11 時間	（月 120 時間以上の就労等）
短時間	最大 8 時間（基本保育時間）	（月 48 時間以上 120 時間未満の就労等）

※上記の「最大 11 時間」及び「最大 8 時間」の開始・終了時間は、施設により異なります。

※葉山こども園・向台こども園・青空保育園では、0歳児のお子さんは、満1歳を迎えるまで、月120時間以上の就労をされている場合でも、短時間認定となります。（時間外・延長保育は利用できません。）

※各認定区分で認定を受けた場合であっても、保護者が真に保育を必要とする時間内での保育となります。

（仕事が早く終わる場合等は、保育利用最終時間よりも前にお迎えに行く必要があります。）

※早朝、夕方は、時間外保育・延長保育の手続きを必要とする場合があります。在籍園にご確認下さい。

保育を必要とする事由

保護者全員が次のいずれかの事由に該当しなければなりません。

保育を必要とする事由		保育必要量	保育実施期間
1	就労	月 120 時間以上	標準時間
		月 48 時間以上 120 時間未満	短時間
2	妊娠、出産		標準時間 出産予定日の前後各 2 ヶ月程度
3	疾病・障害	保護者の病気、負傷又は心身障害	標準時間 または 短時間 小学校就学前までの 保育を必要とする期間
4	介護・看護	同居又は長期入院している親族などの介護等	標準時間 または 短時間 小学校就学前までの 保育を必要とする期間
5	災害復旧		標準時間 災害の復旧が完了すると 見込まれる期間
6	求職活動		短時間 90 日
7	就学	卒業後就労を目的とした学校教育法に定める学校や職業訓練校へ通学していること	標準時間 または 短時間 学校や職業訓練校へ 通学する期間
8	虐待・DV	虐待やDVの恐れがあること	標準時間 小学校就学前までの 保育を必要とする期間
9	育児休業	育児休業取得前から保育を利用して いる子がいて、休業中も継続利用が必 要な場合	短時間 3 歳未満：育児休業対象児が 1 歳 6 カ月になる月の末日まで 3 歳以上：就学前まで
10	上記 1～9 に類すると、市長が認める場合		標準時間 または 短時間 小学校就学前までの 保育を必要とする期間

○保育実施期間を超える利用はできません。

○求職活動で入園された場合は、90 日以内に就労先を決定し、就労証明書及び認定変更申請書を提出してください。認定事由が「求職活動」から「就労」へ変更となります。90 日以内に就労しなかった場合は、退園となります。

例) 4 月入園の場合→6 月末日までに就労証明書・支給認定変更申請書を提出

申請手続きの流れ

準備

- 支給認定申請書兼保育施設等利用申込書と就労証明書等を作成します。

配布場所：富里市役所子育て支援課（市ホームページからダウンロード可能）

認定申請兼
利用申込

- 受付日、締切日までに申込書類を提出します。

申込みの際は、母子手帳をお持ちのうえ必ずお子さん同伴でお越しください。

令和6年4月入園 下記日程で受付を行います。

令和6年4月入所申込は終了しました

~~※利用申込みの受付は、予約制です。事前に窓口または電話で予約をしてください。~~

~~第一希望園の受付日に都合が悪い場合は、第二希望以下園の日程で予約するか、12月8日（金）までに子育て支援課へお申込み下さい。期日を過ぎた場合は、5月入園申請として受付します。~~

施設種別	園名	受付日	時間	場所	
認定 こども園	葉山こども園（公立）	12月5日（火）	午前の部 8:45～ 12:00	すこやかセンター 2階 会議室1	
	向台こども園（公立）	12月4日（月）			
	未広幼稚園（私立） 要事前見学、同意書	12月7日（木）			
保育所	富里保育園（私立）	12月8日（金）			午後の部 13:00～ 17:15
	青空保育園（私立）	12月6日（水）			
	AIJ NURSERY 富里（私立）	12月4日（月）			
小規模 保育施設	ことり保育園 目吉台園（私立）	12月7日（木）			
	ひよしだい保育園（私立）				
	PuPu保育園 富里園（私立）				
	目吉台にこにこパーク保育園（私立）				
	スクールドエンジェル保育園 富里七栄園（私立）				

~~予約先：富里市子育て支援課 0476-93-1174（直通）~~

~~※未広幼稚園は事前見学必須です。見学時に配布される「同意書」を申込時に提出してください。~~

令和6年5月以降

入園希望月の前月の10日が締切日です。（10日が土・日・祝日の場合はその前の開庁日）

予約は必要ありません。

月	締切日	月	締切日
5月	令和6年 4月10日（水）	10月	令和6年 9月10日（火）
6月	令和6年 5月10日（金）	11月	令和6年10月10日（木）
7月	令和6年 6月10日（月）	12月	令和6年11月 8日（金）
8月	令和6年 7月10日（水）	1月	令和6年12月10日（火）
9月	令和6年 8月 9日（金）	2・3月	令和7年 1月10日（金）



支給認定及び
保育利用決定
通知

- 支給認定決定及び保育利用決定通知を発行します。
 - 4月入園 2月中旬頃に郵送で通知します。
 - 5月入園以降 入園希望前月の20日頃に郵送で通知します。

利用者負担額
決定

- 利用者負担額（保育料）決定通知を発行します。
 - 入園月上旬までに決定し、郵送で通知します。

○入園内定の場合

- ・入園内定後、各園で入園説明会及び面談を行います。詳しくは内定後にお知らせします。
 - ・市役所から「保育利用決定通知書」「利用者負担額（保育料）決定通知書」を送付します。
 - ・必要に応じて書類の提出があります。（就労証明書、復職証明書等。）
 - ・入園時の健康診断があります。詳しくは、施設からお知らせします。
 - ・入園は、毎月1日です。（4月は、施設により入園式後からのお預かりとなる場合もあります。）
- なお、入園後に「ならし保育」の期間があります。

○保留の場合

- ・「保留通知書」をお送りします。通知は、最初の1回のみです。
 - ・入園希望月の翌月以降は、入園が内定した場合のみ、電話で御連絡します。前月20日頃において連絡がない場合は、翌月も保留が続いている状態です。
 - ・申込書は、令和6年度中認定された期間（最長令和7年3月まで）有効です。有効期間内は、毎月入園審査（選考）を実施します。
- ただし、「求職活動」「妊娠・出産」等、認定期間に定めがある事由で認定された方は、認定期間終了に伴い有効期間も終了します。引き続き保育園等の入園を希望する場合は、改めて申請が必要ですので窓口までお越しください。認定が終了する際の通知はありません。
- ・希望の保育園等を追加、変更する場合は、子育て支援課まで御連絡ください。御連絡のあった日以降の申込締切日の入園月分から入園審査（選考）の対象となります。
 - ・保護者の方の就労状況等（保育を必要とする事由）や、家庭状況等に変更が生じた場合は、再度書類の提出が必要です。入園審査（選考）に影響がありますので、必ず御連絡ください。



市外の保育園を希望する場合

市外に転出予定または保護者の勤務先がある場合等に入所申込みができます。

【市内在住で市外保育園を希望する場合】

- ・ 保育園がある市町村の申込締切日、申込方法、申込要件をご確認ください。
- ・ 申込締切日1週間程度前までに富里市に書類を提出してください。原則として富里市書式を使用しますが、必要に応じて保育園がある市町村の書式を使用する場合があります。

【転出予定先の市町村にある保育園を希望する場合】

- ・ 転出予定先の市町村の申込締切日、申込方法、申込要件をご確認ください。
- ・ 申込締切日時点で富里市に住民票がある場合は、申込締切日1週間程度前までに、富里市に書類を提出してください。
- ・ 富里市書式、転出予定先市町村書式どちらでも受付可能です。(転出予定先市町村において指定がある場合を除く。)

[その他]

- ・ 多くの市町村で住民登録のある方が優先的に利用できるような制度を設けています。希望保育施設に空きがあっても利用できないことがあります。
- ・ 市外保育所の入園決定期間は当該年度末までとなります。翌年度以降利用を希望する場合は、4月申込締切日までに、再度入園申込をする必要があります。審査の結果、継続不可になる場合もあります。

富里市に転入予定または保護者の勤務地があり、市内保育園を希望する場合

【市外在住で、富里市内の保育園を希望する場合】

- ・ 保護者の勤務地が富里市にあり、富里市の保育園を希望する場合は、富里市の申込締切日1週間程度前までに在住市町村に書類を提出してください。原則として在住市町村書式を使用してください。

【富里市に転入予定で市内保育園を希望する場合】

- ・ 富里市への転入が富里市の申込締切日以降の場合は、申込締切日1週間程度前までに在住市町村に書類を提出してください。
- ・ 富里市書式、在住市町村書式どちらでも受付可能です。(在住市町村において指定がある場合を除く。)
- ・ 在住市町村書式を使用した場合は、富里市へ転入後、改めて富里市書式を提出してください。
- ・ 添付書類

「市区町村民税課税（非課税）証明書」※添付がなくても受付できますが、入園審査（選考）の際、優先順位に影響があります。

「申立書」※入園が決定した場合は入園月前月中に住民票を移動する旨と、転入予定の住所を記載し、併せて賃貸契約書等の写しを提出してください。



申請に必要な書類

1. **支給認定申請書兼保育施設等利用申込書**（児童1人につき1部）
2. **保育の必要性を証明する書類**（保護者及び65歳未満同居者1人につき1部）

①就労（内定）している方

就労（内定）証明書（所定の用紙があります）

※育児休業から復帰する場合は、「復職に関する申出書」を提出してください。（調整指数加算対象）

②妊娠、出産の方

母子健康手帳（分娩予定日記載部分のコピー）

③保護者の疾病、障害

診断書（保育ができないことが明記されているもの）、身体障害者手帳等

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

診断書（介護・看護が必要な人のもの）、障害者手帳、介護保険証の写し等

⑤災害復旧

り災証明書等

⑥求職活動（起業準備を含む）

求職活動申出書

⑦就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）

在学証明書・時間割

※①～⑦にあてはまらない場合は、事前に子育て支援課に御相談ください。

3. **児童の健康状況調査票**（児童1人につき1部）

4. **入園に関する確認書（承諾書）**（1世帯につき1部）

【以下該当する世帯のみ要提出】

5. ひとり親世帯：戸籍謄本または、**児童扶養手当証書**

6. 富里市に令和5年1月2日以降に転入された方で、マイナンバーによる情報照会を希望しない場合：「**市区村民税課税（非課税）証明書**」

4月～8月入園は令和5年度、9月～3月入園は令和6年度のものが必要です。

※保育料の決定に使用します。提出がなく税額を確認できない場合は、一時的に保育料が決定されます。

7. 同一世帯で障害者手帳や療育手帳を所持する方がいる場合：**手帳のコピー**

8. 上記書類以外で入園審査（選考）に必要な事項の申述を要する方：**申立書**

9. 園独自の書類提出を要する場合：該当書類（**末広幼稚園同意書** など）

10. その他 提出を要する書類（市外保育園を希望する場合、富里市に転入予定の場合等）

入園後の諸注意

以下の場合、子育て支援課に届出が必要です。なお、支給認定は申請のあった日の翌月からの変更となります。

届出するべき内容	必要書類
保護者の就労状況が変わったとき 求職活動により就労内定したとき	「就労証明書」「支給認定変更申請書」
保護者が退職後求職活動をするとき 職業訓練等の期間が満了したとき	「求職活動申出書」「支給認定変更申請書」
家庭の状況が変わったとき（同居・別居・転居・出産・離婚・結婚等）	「支給認定申請内容変更届」 ※その他添付書類（就労証明書等）を要する場合があります。
妊娠したとき	出産2カ月前までに「母子手帳」「支給認定変更申請書」
出産後、育児休業を取得するとき	「就労証明書」（育児休業期間欄記載） 「支給認定変更申請書」 ※育児休業の保育要件で在園できる期間は、3歳未満（3号認定）は育児休業対象児が1歳6カ月になる月の末日まで、3歳以上（2号認定）は就学前までです。 <u>※妊娠・出産の保育要件で入園し期間が終了した場合、その直後に育児休業の保育要件に変更することはできません。</u>
退園するとき	「保育利用終了届」
富里市から転出するとき	「保育利用終了届」 ※保護者の就労先が富里市内にある場合は、富里市内の保育園を継続利用できますのでお申し出ください。

- 保育を必要とする事由（P.2）に該当する事由に該当しなくなった場合は、退園となります。
- 原則、2ヶ月以上登園がない場合は、退園となります。



利用者負担額（保育料）について

0～2歳児クラスのお子さんの毎月の利用者負担額（保育料）は、保護者（父・母）の市民税額（所得割額）により決定します。保護者の収入額では児童を養育できないと判断した場合、同居している扶養義務者（祖父母等）の市民税額で決定します。

3～5歳児クラスのお子さんについては、無償化に伴い利用者負担額（保育料）はかかりません。

○利用者負担額（保育料）の決定時期

利用者負担額（保育料）の決定時期は、4月と9月の2回です。4月は年齢変更による決定、9月は税額年度の変更による決定です。

4月に令和5年度市民税額により利用者負担額（保育料）階層を決定し、9月に令和6年度市民税額により利用者負担額（保育料）階層を見直します。9月の見直しについては、変更がある場合のみ、「利用者負担額（保育料）変更決定通知書」を送付します。

○納入方法

市内公立こども園、市内保育園、市外私立保育園

口座振替で納入してください。振替日は毎月27日（金融機関の休日に当たる場合は翌営業日）です。

口座登録がない場合は、納付書をお送りしますので指定金融機関等でお支払いください。

市外公立こども園、市内・市外私立こども園、市外公立保育園、市内・市外小規模保育施設等

市外公立園は該当市町村に、それ以外は施設に納入方法をご確認ください。

※利用者負担額（保育料）を長期に渡り滞納した場合は、保育園の利用ができません。

○利用者負担額（保育料）の変更・減額・免除について

変更 引っ越しや離婚・結婚に伴い、保育料の算定対象者に変更が生じた場合は、保育料を再算定します。

原則、子育て支援課に**変更事由の届け出があった日の翌月**から保育料が変更されます。

減額・免除 次の場合は、保育料が減額又は免除になる場合がありますので、御相談ください。

- ・失業、疾病等により著しく所得が減少したとき
- ・災害により財産に損害を受けたとき
- ・同一世帯に属して生計を一にする父母又は家計の主宰者となるそれ以外の扶養義務者の疾病等により当該世帯の支出が著しく増加したとき
- ・入園児童の傷病等により長期（最大2ヶ月）にわたって通園することが不可能であると認められるとき

※申請をする場合、状況を確認できる書類が必要となります（支出明細書、通帳等）。

※損害の状況などによっては、減免が認められない場合もありますので、御了承ください。

令和6年度 富里市利用者負担額（保育料）月額表（案）

各月初日の小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額）			
階層 区分	定 義		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
			保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者の属する世帯		0円	0円		
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までは、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯		0円	0円		
C1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯	ひとり親世帯等以外の世帯	14,000円	13,760円		
C2		ひとり親世帯等	5,000円	5,000円		
D1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の所得割額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600円未満	ひとり親世帯等以外の世帯	17,500円	17,200円	0円
			ひとり親世帯等	5,000円	5,000円	
D2		48,600円以上	ひとり親世帯等以外の世帯	21,900円	21,520円	
		72,800円未満	ひとり親世帯等	5,000円	5,000円	
D3		72,800円以上		27,900円	27,420円	
		97,000円未満	72,800円以上 77,101円未満のひとり親世帯等	5,000円	5,000円	
D4		97,000円以上		34,300円	33,710円	
		133,000円未満				
D5		133,000円以上		42,300円	41,580円	
		169,000円未満				
D6		169,000円以上		50,800円	49,930円	
		235,000円未満				
D7	235,000円以上		56,800円	55,830円		
	301,000円未満					
D8	301,000円以上		62,400円	61,330円		
	397,000円未満					
D9	397,000円以上		63,100円	62,020円		

- 保育料を決定する年齢区分については、保育園に入園した年度の初日の前日の満年齢とし、当該年度中はその年齢の児童とみなします。
- B階層からD階層までにおける市町村民税額については、4月から8月までの保育料は令和5年度、9月から3月までの保育料は令和6年度の市町村民税額を基準とします。
なお、市町村民税所得割額について住宅借入金（取得）等特別控除等が適用されている場合は、保育料の算定においては、その適用がないものとして計算します。
- C階層及びD階層におけるひとり親世帯等とは、母子または父子家庭の世帯・在宅障害児（者）のいる世帯をいいます。身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳を交付された方、特別児童扶養手当支給対象者、障害基礎年金受給者の方が同一世帯にいる場合は、お申し出ください。
- C階層からD階層までにおける同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園若しくは特別支援学校幼稚部に在籍している場合、情緒障害児短期治療施設通所部に通っている場合又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合において、第2子については保育料月額表の金額の半額とし、第3子以降については無料とします。
なお、ひとり親世帯等のうち、市民税所得割額が77,101円未満の世帯は、年齢に関わらず、生計を一にしている子のうち、最も年長の子から順にカウントし、第2子以降については無料とします。
ひとり親世帯等以外の世帯のうち、市民税所得割額が57,700円未満の世帯については、年齢に関わらず、生計を一にしている子のうち、最も年長の子から順にカウントし、第2子については半額（B階層については無料）、第3子以降については無料とします。
- 児童の保育利用の開始または保育利用を終了した日が月の途中である場合、その月の保育料は、保育日数に応じて計算します。保育料の月額をその月の開所日数（その日数が25日を超える場合は25日）で除し、保育日数を乗じて得た額とします。この場合において、10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。

市内保育施設一覧

○ こども園（公立）

施設名	最大開園時間	受入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
葉山こども園 御料 1009-32 93-1215	7:00~19:00 (土曜は15:00)	生後 57 日~	平日	標準時間	8:30~16:30	7:00~8:30、16:30~18:00	18:00~19:00
				短時間		—	7:00~8:30、16:30~19:00
向台こども園 中沢 1023 93-2951			土曜	標準時間	8:30~12:00	7:00~8:30、12:00~15:00	—
				短時間			

○ こども園（私立）

施設名	最大開園時間	受け入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
末広幼稚園 七栄 647-41 93-6556	7:30~18:30 (土曜は休園)	1 歳児クラス~ (4月1日時点で1歳の児童)	平日	標準時間	8:00~16:00	7:30~8:00、16:00~18:30	—
				短時間		—	16:00~18:30
			土曜	標準時間	—	—	—
				短時間	—	—	—

○ 保育所（私立）

施設名	最大開園時間	受入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
富里保育園 七栄 299-9 90-3606	7:00~20:00 (土曜は18:00)	生後 57 日~	平日	標準時間	—	—	18:00~20:00
				短時間		—	7:00~8:00、16:00~20:00
			土曜	標準時間	—	—	—
				短時間	—	—	7:00~8:00、16:00~18:00
青空保育園 日吉倉 776-1 91-6151	7:00~19:00 (土曜は17:00)	生後 57 日~	平日	標準時間	8:00~16:00	7:00~7:59、16:01~18:00	18:01~19:00
				短時間		—	7:00~7:59、16:01~19:00
			土曜	標準時間	—	7:00~7:59、16:01~17:00	—
				短時間	—	—	7:00~7:59、16:01~17:00
AIAI NURSERY 富里 七栄 644-93 37-3596	7:00~19:00 (土曜は16:00)	生後 4 ヶ月~	平日	標準時間	8:00~16:00	7:00~7:59、16:01~18:00	18:01~19:00
				短時間		—	7:00~7:59、16:01~19:00
			土曜	標準時間	—	7:00~7:59	—
				短時間	—	—	7:00~7:59

※標準時間認定、短時間認定ではそれぞれ延長保育時間が異なります。

※最大開園時間内であっても、通常保育・時間外保育・延長保育欄に記載のない時間帯はご利用できません

○ 小規模保育施設（私立） ※0歳～2歳児（3歳を迎えた直後の3月31日まで）

施設名	最大開園時間	受入月齢		必要量	通常保育	時間外保育	延長保育（別料金）
ことり保育園 日吉台園 日吉台 1-2-1 セブリア成田 105 37-6441	7:30～19:00 (土曜は17:30)	生後 57 日～ 2 歳児	平日	標準時間	7:30～18:30	—	18:30～19:00
				短時間	8:30～16:30	—	7:30～8:30、16:30～19:00
			土曜	標準時間	7:30～17:30	—	—
				短時間	8:30～16:30	—	7:30～8:30、16:30～17:30
ひよしだい保育園 日吉台 5-25 (日吉台幼稚園内) 93-4408	7:30～19:30 (土曜は 8:00～ 16:00)	生後 3 ヶ月～ 2 歳児	平日	標準時間	8:00～19:00	—	7:30～8:00、19:00～19:30
				短時間	8:30～16:30	—	7:30～8:30、16:30～19:30
			土曜	標準時間	8:00～16:00	—	—
				短時間	8:00～12:00	—	—
PuPu 保育園 富里園 久能 276-1 85-8595	7:00～19:00	生後 57 日～ 2 歳児	平日	標準時間	8:00～16:00	7:00～8:00、16:00～18:00	18:00～19:00
				短時間		—	7:00～8:00、16:00～19:00
			土曜	標準時間		7:00～8:00、16:00～18:00	18:00～19:00
				短時間		—	7:00～8:00、16:00～19:00
日吉台にこにこ パーク保育園 日吉台 5-27-5 93-4408	7:30～19:30 (土曜は 8:00～ 16:00)	1 歳児クラス～ (4月1日時点で1歳の児童) 2 歳児	平日	標準時間	8:00～19:00	—	7:30～8:00、19:00～19:30
				短時間	8:30～16:30	—	7:30～8:30、16:30～19:30
			土曜	標準時間	8:00～16:00	—	—
				短時間	8:00～12:00	—	—
スクルドエンジェル 保育園富里七栄園 七栄 652-1 85-4332	7:00～19:00 (土曜は 8:00～ 17:30)	生後 57 日～ 2 歳児	平日	標準時間	7:00～18:00	—	18:00～19:00
				短時間	8:00～16:00	—	7:00～8:00、16:00～19:00
			土曜	標準時間	8:00～17:30	—	—
				短時間	8:00～16:00	—	—

※標準時間認定、短時間認定ではそれぞれ延長保育時間が異なります。

※最大開園時間内であっても、通常保育・時間外保育・延長保育欄に記載のない時間帯はご利用できません。

※ひよしだい保育園、ことり保育園日吉台園、PuPu 保育園富里園および日吉台にこにこパーク保育園の卒園後の連携施設として、日吉台幼稚園があります。

スクルドエンジェル保育園富里七栄園卒園後の連携施設として、末広幼稚園（幼稚園部分）があります。



○休園日について

①日曜日及び祝日・振替休日 ②年末年始 ③災害、伝染病発生等の非常時
※園により創立記念日等お休みになる場合があります。

○希望保育・混合保育について

園によって、夏季・年度末及び卒園式等、行事の都合により、ご家庭での保育のご協力をお願いする希望保育の期間や、0歳児～5歳児まで混合で保育する期間があります。

○時間外保育・延長保育について

保護者の勤務時間等により、通常保育時間内の送迎が困難な保護者のために、時間外保育と延長保育を実施しています。延長保育は別途保育料がかかりますが、認定内容によって時間帯が異なります。利用するには、事前に各園での申請・登録が必要です。

保育士の配置状況によっては時間外保育等をご利用いただけないことがあります。

標準時間認定 延長保育時間帯は、別途、延長保育料がかかります。

時間外保育	通常保育	時間外保育	延長保育
-------	------	-------	------

短時間認定 通常保育以外の時間帯はすべて延長保育となり、延長保育料がかかります。

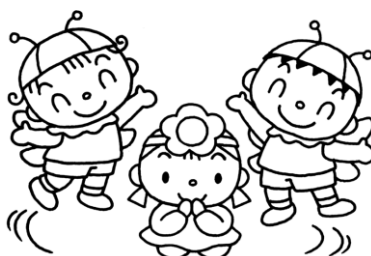
延長保育	通常保育	延長保育
------	------	------

○給食について

0～2歳児は完全給食、3歳以上児は給食代が別途必要となります。園により違いがありますので、P.13以降の各園のページをご確認ください。また、年収が360万円未満相当世帯及び世帯の未就学児第3子以降の子どもは給食代のうち副食費（おかず・おやつ等）が免除になります。該当者には個別に通知します。その場合でも、主食費（徴収または米飯持参）はかかります。

なお、食物アレルギーがある場合、医師の指示に基づき、除去食を提供できる園もあります。その際は、医師による診断指示書及び園との面談が必要となります。また、重度の食物アレルギーで給食の提供ができない場合は、お弁当等の持参に御協力をお願いすることもあります。詳しくは各園にお問い合わせください。

（お弁当を持参した場合でも、利用者負担額（保育料）の減額や返金はありません。）





1. 保育目標

保育・教育目標
 ○元気な子ども
 ○思いやりのある子ども
 ○よく考える子ども

めざす園像
 ○明るく楽しい園
 ○安心・安全な園
 ○信頼される園

めざす子ども像
 ○元気いっぱい遊べる子ども
 ○自分も友だちも大切にする子ども
 ○自分で考え主体的に取り組む子ども

2. 保育時間 ※時間外保育及び延長保育は満1歳から実施。

〈通常保育〉 月～金曜日 8:30～16:30 土曜日 8:30～12:00
 〈時間外保育〉(標準) 月～金曜日 7:00～8:30、16:30～18:00
 土曜日 7:00～8:30、12:00～15:00
 (短時間) 土曜日 7:00～8:30、12:00～15:00
 〈延長保育〉(標準) 月～金曜日 18:00～19:00
 (短時間) 月～金曜日 7:00～8:30、16:30～19:00

※土曜保育は、土曜日に就労している方のみのご利用となります。土曜保育を利用される場合は、利用申込書の提出をして下さい。

3. 延長保育料金

30分につき月額1,000円 (例) 18:00～19:00の1時間利用＝月額2,000円

なお、延長保育を利用するためには、利用申請が必要です。

申請外で利用した方については、30分100円で計算します。

4. 主な年間行事

4月	始業式、入園式、懇談会(3、4、5歳児)、保護者会総会	10月	運動会、さつまいも堀り、収穫祭、歩き遠足(4、5歳児)
5月	なかよし会(4、5歳) さつま芋苗植え	11月	健康診断、秋のお楽しみ会
6月	引き渡し訓練、じゃがいも堀り、懇談会(0、1、2歳児クラス)、先生体験開始、健康診断、尿検査、水遊び開始	12月	発表会(3歳以上児)、発表会予行練習、終業式、年末休み
7月	夏のお楽しみ会、終業式	1月	年始休み、始業式、マラソン開始(3歳以上児)
8月	水遊び終了	2月	豆まき会、卒園バス遠足(5歳児)
9月	始業式、運動会予行練習	3月	お別れ会、卒園式、修了式
毎月の行事	誕生会、防災訓練、身体測定、おはなし会、資源回収(保護者会)		

*行事は都合により変更する場合があります。

5. 安 全

○防災訓練

非常の場合に備えて、避難路・避難場所・職員の任務などを定め、緊急時の避難の体制を整えるために、毎月実施しています。なお、時間外保育時についても行っています。

また、年に一度保護者の方のご協力のもと引渡し訓練を実施しています。

6. 給 食

完全給食を実施しています。行事、給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合もあります。

土曜日の保育を利用される場合は、お弁当をお持ちください。

3歳以上児は給食代を月5,800円徴収します。

7. 園の取り組み

○マラソン

1月から2月まで、3歳以上児を対象に健康保育の一つとして取り入れています。

○はだし保育

8. その他の保育サービス

○時間外保育及び延長保育の実施





1. 保育・教育目標

- ① 元気な子ども
- ② 思いやりのある子ども
- ③ よく考える子ども

2. 保育時間 ※時間外保育及び延長保育は満1歳から実施。

〈通常保育〉	月～金曜日	8:30～16:30	土曜日	8:30～12:00
〈時間外保育〉(標準)	月～金曜日	7:00～8:30、16:30～18:00	土曜日	7:00～8:30、12:00～15:00
	(短時間)土曜日	7:00～8:30、12:00～15:00		
〈延長保育〉(標準)	月～金曜日	18:00～19:00		
	(短時間)月～金曜日	7:00～8:30、16:30～19:00		

※土曜保育は、土曜に就労している方のみのご利用になります。利用には必ず利用日ごとの申請が必要です。(利用日前の木曜日まで)

※職員の配置状況により時間外・延長保育を希望通りお受けすることができない場合もあります。

3. 延長保育料

30分につき月額1,000円 (例) 18:00～19:00の1時間利用＝月額2,000円

なお、延長保育を利用するためには、利用申請が必要です。

申請外で利用した方については、30分100円で計算します。

4. 主な年間行事予定

月	行事内容	月	行事内容
4	始業式、入園式、保護者会文書総会	10	運動会、芋掘り、園外保育(3歳児以上) 地域交流(中沢のまつり)
5	芋苗植え、健康診断、里山散策(4,5歳クラス)、保育参観、水遊び開始	11	総合防災訓練、順天堂大学運動遊び指導 健康診断、保護者会主催行事
6	保育参加、順天堂大学運動遊び指導 3歳以上児クラス個人面談(6月・7月)	12	発表会、終業式
7	七夕、ひまわりパーティー(5歳児のみ)、終業式	1	始業式、マラソン開始、小学校交流(5歳児)、 午後保育参観
8	水遊び収め	2	節分、マラソン納会、保育参加、懇談会 交通安全指導、思い出遠足(5歳児)
9	始業式、3歳未満時クラス個人面談(9月・10月)	3	お別れ会、卒園式、修了式
毎月の行事	誕生会・防災訓練(地震・火災・不審者対応)・身体測定・資源回収(保護者会による)		

※変更となることもあります。

5. 安全

○防災訓練

園生活における非常時の安全確保のため、避難経路・避難場所・職員の役割分担等を定めています。その徹底と、子どもたち自身も身を守るための方法や約束を知り、身に付けるために、毎月1回、様々な想定のもとで防災訓練を実施しています。

また、年に一度富里市消防署に依頼し、評価及び指導をしていただいています。

6. 給食

完全給食を実施しています。行事や給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合もあります。

また、土曜日の保育を利用される場合は、降園時間によりお弁当と水筒を持参していただいています。

3歳以上児は給食代を月5,800円徴収します。

7. 園の取組

○地域との交流

子どもたちが様々な人々に親しみながら、自立心を育み、人と関わる力を育てるために、地域の方々に来園していただいたり、子どもたちと地域の中に出向いたりしながら、多様な世代の方々との交流を図っています。

○小学校との連携・接続

就学に対する期待を高め、環境の変化に子どもたちがスムーズに対応できるよう、富里第一小学校が徒歩圏内にあるという立地を活かし、行事を始め日々の活動において、積極的な交流を行っています。

8. その他の保育サービス

○一時預かり保育の実施

○子育て支援センター事業の実施



1, 教育方針

健康な心身を育み、基本的な生活習慣を身につけるとともに、人とかかわりの中で、愛情や信頼感を育て、道徳性を養います。

また、豊かな心情や思考力を養う様々な活動を通し、『人』として成長していく基礎づくりをしていきます。

2, 教育目標

- げんきで つよい子ども
- きまりを まもれる子ども
- よく見 よく聞 よく考える子ども
- みんなで 仲よく 遊べる子ども



3, 保育時間

- <開園時間> 7:30~18:30
- <標準時間保育> 月~金曜日 7:30~18:30
- <短時間保育> 月~金曜日 8:00~16:00

<延長保育> (短時間保育の方) 16:00~18:30

<延長保育料金> 30分 80円

※延長保育を利用する場合は、申請が必要です。

4, 安全

火災及び地震などを想定した非常の場合に備えて、避難場所・職員の任務などを定め、緊急時の避難体制を整えるために避難訓練を毎月実施しています。

5, 給食

自園調理により完全給食を実施しています。

3・4・5歳児は給食代(おやつ代を含む)を1ヶ月につき7,900円徴収します。副食費が免除の方については、免除される額を差し引いた金額を徴収します。

行事や給食業務の都合により、お弁当を持参していただく場合もあります。



6. 通園バス利用について

バス代（利用者のみ）3,200円（往復） 1,700円（片道）

※満3歳児以上から利用できます。

※送迎できないルートもありますので、事前にお問い合わせください。

7. 主な年間行事

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1学期始業式・入園式 ・対面式・お誕生会（毎月） ・身体測定（毎月） ・避難訓練（毎月） ・交通安全指導（毎月） 	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・衣替え・おおまさりの収穫 ・運動会・畑の迷路遊び ・ハロウィンイベント
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・お節句の会 ・尿検査 	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・木の実ひろい大会・七五三 ・ナリタやお買い物物体験 ・にんじん掘り・チーバ君イベント
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・衣替え・保育参観 ・じゃがいも掘り・内科検診 ・歯科検診 ・生き物イベント（年3回） ・ナリタやお買い物物体験 ・水遊び 	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・お楽しみ会（クリスマス会） ・発表会 ・観劇会 ・第2学期終業式
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・七夕会・水遊び ・個人面談（希望者） ・すいかわり大会・親子ダンス練習 ・読み聞かせ会 ・第1学期終業式（ヨーヨーつり） 	1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3学期始業式 ・こま回し大会 ・おわかれ遠足（年長組） ・音楽鑑賞会
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季保育（お祭りイベント） 	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・豆まき会・保育参観・人形劇 ・地域の敬老者との遊びの会
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2学期始業式 ・親子遠足 ・地域の敬老者との遊びの会 	3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ひなまつり会 ・個人面談（希望者） ・おわかれ会・卒園式 ・第3学期終業式（修了式）

※行事は、都合により変更する場合があります。

8. その他の園の取り組み

○イングリッシュレッスン・たいそう・茶道・ダンス（HipHop）

※3～5歳児クラスを対象に専門の指導員によるレッスン

○2歳児親子教室（るんるんくらぶ）の実施

○育児相談

○子育て講座



9. 見学について

見学（事前説明）を必須としています。説明を受けていただき、利用条件等に同意された方に、同意書をお渡しします。同意書を持参のうえ、お申込みをしてください。



1. 社会福祉法人牧の園 保育の基本理念

「与えられた尊い命」を持って誕生してきた乳幼児の、自ら成長発達しようとする命そのものの力を生かして、保護者と共に協力しあいながら、人間形成の土台づくりに貢献する使命を全うする。

2. 園の保育目標

恵まれた自然の中で集団生活を通して、情操豊かな自主・自立・協調性のある人格形成を養う。そして、こんな子どもになってほしいと願っています。

○美しいものを美しいなあ、きれいなものをきれいだなあと素直に感じる心を持ち、その心を自由に表現できる子ども。

○基本的な生活習慣が自立し、ルールを守り、勇気を持って真実に生きようとし、元気はつらつと遊べる子ども。

○恵まれた環境の中で、自然の美しさを発見し、合わせて科学性や創造性のよく育った子ども。

3. 保育時間

〈開園時間〉	月～金曜日	7:00～20:00
	土曜日	7:00～18:00
〈延長保育〉 (標準)	月～金曜日	18:00～20:00
	(短時間) 月～金曜日	7:00～ 8:00、 16:00～20:00
	土曜日	7:00～ 8:00、 16:00～18:00

4. 延長保育料金

(標準) 18:00～19:00 1 回利用ごとに 500 円、1 か月利用 3,000 円 (6 回利用後切替わります)
 19:00～20:00 1 回利用ごとに 500 円、1 か月利用 3,000 円 (6 回利用後切替わります)
 (短時間) 7:00～8:00、 16:00～17:00、 17:00～18:00、 18:00～19:00、 19:00～20:00
 それぞれの時間帯 1 回利用ごとに 500 円

5. 主な年間行事 日本の伝承行事はこの他にを行います

4月		10月	5 歳児親子フェスティバル
5月	ひき取り訓練	11月	
6月	5 歳児クラス説明会 4 歳児クラス説明会	12月	パーティー「ちょっとだけおしゃれ」
7月	3 歳児クラス説明会 2 歳児クラス説明会	1月	
8月	1 歳児クラス説明会 0 歳児クラス説明会	2月	5 歳児親子「おでかけ」
9月	「にほんのあそびおしえて」	3月	5 歳児親子卒園祝い会

※行事は、都合により変更する場合があります。

- *避難訓練 (毎月)、防犯訓練
- *身体測定 (毎月)
- *内科健診、歯科健診

6. 給食

完全給食を実施しています。アレルギー対応（応相談）

3歳以上児は給食代を月7,000円程度（2023年度は6,100円。副食費4,900円+主食費1,200円）徴収します。

7. 園の取り組み

○子どもの健康を支える食育の展開

○一人一人の興味や関心を大切にしたい保育の展開

8. その他の保育サービス

○一時預かり保育の実施（一日保育 9:00～17:00

半日保育a 8:00～12:00

半日保育b 12:00～17:00)

○学童クラブ





1. 社会福祉法人清郷会青空保育園 保育方針

- (1) 子どもの人権を尊重し、自発的、主体的にかかわれる環境を整える。
- (2) 土と自然に遊びながら、体験を通して、「豊かな感性や表現力」を育み「創造性」を培う。
- (3) 障害者や高齢者との交流や、たくさんの人と関わりの中で、自然に湧き出る「優しい心」を大切にし、人に対する態度を培う。
- (4) 子どもの保護者に対する援助、支援を行う。
- (5) 地域の子育てネットワーク作りを行う。

2. 保育の基本理念

- 広い園庭を思いっきり走り、カブト山、ピオトープ、果樹園、畑で土に触れ、自然に遊び、たくさんの経験をしながら、一人ひとりを大切に、「豊かな心」を育てる。
- 保護者との信頼関係を築き、乳幼児期の発達を助け、成長を支援する。

3. 園の保育目標

- 気持ちの良い挨拶ができる。
- 身体いっぱい遊び、身体いっぱい覚える。
- 自分で考える力を付ける。
- 創造力、想像力を発揮する。
- 子どもたちが食に関心を持ち、食を味わい、体験し、自ら植えた苗の成長や収穫の喜びや達成感など「食」の楽しさを感じる。
- 保護者と協力し合い一緒に考えて、子どもが健やかに成長できるように努める。

4. 保育時間 ※時間外保育及び延長保育は満1歳を迎える月から実施。

- 〈通常保育〉 月～土曜日 8:00～16:00
- 〈時間外保育〉(標準) 月～金曜日 7:00～ 7:59、16:01～18:00
土曜日 7:00～ 7:59、16:01～17:00
- 〈延長保育〉(標準) 月～金曜日 18:01～19:00
(短時間) 月～金曜日 7:00～ 7:59、16:01～19:00
土曜日 7:00～ 7:59、16:01～17:00

- ※ 時間外保育、延長保育を利用する場合は、申請が必要です。
- ※ 土曜日保育を利用する場合は、土曜日勤務証明(シフト表等)をご提出下さい。

5. 延長保育料金

- 30分につき120円(60分=240円、90分=360円)
- ※都合で19時を過ぎてしまった場合も、料金をいただきます。(超過料金19時以降500円)

6. 主な年間行事 行事は都合により変更する場合があります。

4月	進級式、入園式、青空給食(3歳以上児)	10月	運動会、芋掘り、視力検査(5歳児)、園外保育、手洗い指導(2歳児～)
5月	尿検査、芋苗植え、子どもの日、個人面談	11月	十倉厚生園交流会(3歳児)、歯磨き指導 防災訓練(消防立会い)、内科検診
6月	法人交流行事(5歳児)、歯科検診 内科健診、水・泥んこ遊び(8月まで)	12月	発表会、クリスマス会
7月	七夕、夏祭り、内科健診	1月	お正月あそび、希望者個人面談、
8月	協和厚生園と交流会(3歳以上児)	2月	節分、内科健診、交通安全指導(4,5歳児)、 お店屋さんごっこ
9月	栗拾い、九十九荘訪問(4歳児) 引き渡し訓練、内科健診	3月	ひな祭り、お別れ会、卒園式、お別れ遠足(5歳児)

☆毎月の行事

身長・体重測定、防災訓練、誕生会

☆保育参加

全クラス、6月から11月の中で、ご都合の良い日を選んで、参加して頂きます。

☆父母会なし

7. 給食

完全給食を実施しています。土曜日の保育を利用される場合は、お弁当をお持ちください。

3歳以上児の給食は実費徴収（月5,500円）し、提供しています。

※給食費は、令和5年度の金額になります。金額が変更になる場合があります。

8. 園の取り組み

○異年齢交流 年齢の違いから多くを学びます

○障害児保育 健常児と一緒に保育し、共にあそび、共に笑い、共に育ちます

○世代間交流 九十九荘や地域の高齢者、小学生、知的障害者を招いて交流したり、訪問して交流し、楽しく過ごします

○体育遊び（3～5歳児クラスを対象に専門の指導員による体育遊びの展開）

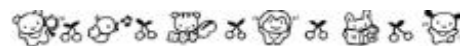
9. その他の保育サービス

○育 児 相 談 育児に悩む地域の保護者にも電話や園で相談に応じます。

○一時預かり保育の実施（平日8：00～16：00）

○どんぐりクラブ 地域子育て支援クラス（火・木）





1. 保育方針

- 周りの人と関係を築く
- 周りの人の力になれる
- 周りの人に応援される

2. 保育の理念

一人でも多くの子どもが人間に生まれながらに持っている素晴らしい力を育むことに喜びを感じ笑顔と元気が溢れた園を創造すること

3. 保育目標

- 育成目標 社会力の育成・養護力の育成・人間力の育成
- 向上目標 人間関係の向上・精神衛生の向上・身体機能の向上

4. 保育時間

〈通常保育〉	月～土曜日	8:00～16:00
〈時間外保育〉（標準）	月～金曜日	7:00～ 7:59、16:01～18:00
	土曜日	7:00～ 7:59
〈延長保育〉（標準）	月～金曜日	18:01～19:00
	（短時間）月～金曜日	7:00～ 7:59、16:01～19:00
	土曜日	7:00～ 7:59

※土曜保育を利用される場合は、土曜保育利用申込書と勤務予定証明書とシフト表をご提出ください。

5. 延長保育料金

30分につき100円となります。

6. 主な年間行事予定

4月	入園式	10月	ふれあい参加
5月	内科健診・個人面談	11月	内科健診・個人面談
6月	歯科健診・保育参加	12月	クリスマス会
7月	七夕の日の集い・プール開き	1月	
8月	プール終了	2月	節分豆まき会・発表会
9月		3月	ひな祭り会・お別れ会・卒園式
毎月の行事	お誕生会・避難訓練・身体測定		

※ 行事は都合により変更になる場合もありますので、ご了承ください。

7. 安全

火災及び地震などを想定した避難訓練及び消火訓練（月1回）を実施します。

8. 給食

完全給食を実施しています。土曜日の保育を利用される場合は、お弁当をご持参ください。

3・4・5歳児は給食代を1ヶ月につき 6,500 円徴収します。副食費が免除の方については、主食費も免除となります。

9. 園の取り組み

○園庭には、自社開発した大型木製遊具を設置。ロッククライミング機能付き

○子どもたちにとって「もう一つの家」をコンセプトに落ち着きや温かみのある空間を大切にしています。個々の関わりを大切に家庭的な保育園を目指しています。

○子どもたちが毎日過ごす中で興味を持てるような環境を提供致します。ことば・かずの学びなど、自ら楽しんで学べるよう工夫した保育を行い、人との関わりを大切にしていきます。

○ICT化の導入。子どもたちの登降園を iPad で登録し保育時間の管理を行っています。

○園ブログにその日の保育の様子など掲載。

○オートロックドアなどセキュリティの設備も充実しており安全です。

○保育室には床暖房も設置されており、冬でも温かい環境になっています。

○スタジオアリスと業務提携をしており、専任カメラマンによる撮影を行います。

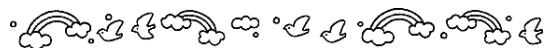
○年に2回「A I A I レポート」を作成しお子様の成長を保護者の方にお伝え致します。

10. その他の取り組み

○時間外保育及び延長保育の実施

なお、お仕事がお休みの時は、標準時間認定であっても保育時間は、8:00～16:00 となります。





1. 保育理念

- (1) 健康、安全など生活に必要な基礎的な習慣を養い生命保持及び情緒の安定を図る。
- (2) 人に対する愛情と信頼感、人権を大切にする心を育てると共に自主・協調の態度を養い道徳心の芽生えを培う。
- (3) 保育生活の中で、様々な体験を通し豊かな感性を育て創造力・思考力の芽生えを培う。

2. 保育目標

- 明るくのびのびした子ども
- 元気でたくましい子ども
- 自分で考え遊べる子ども
- 思いやりのある子ども
- 何でもよく食べる子ども

3. 保育時間

〈通常保育〉(標準)	月～金曜日	7:30～18:30
	土曜日	7:30～17:30
(短時間)	月～土曜日	8:30～16:30
〈延長保育〉(標準)	月～金曜日	18:30～19:00
	(短時間)	月～土曜日
	月～金曜日	16:30～19:00
	土曜日	16:30～17:30

4. 延長保育料金

1回につき500円(朝、夕利用で1,000円)

5. 主な年間行事

4月	入所開始	10月	ハロウィン
5月	内科検診、遠足	11月	個人面談、内科検診
6月	個人面談、歯科検診	12月	クリスマス会
7月	七夕、プール開き、夏祭り	1月	お正月遊び
8月	スイカ割り	2月	豆まき
9月		3月	ひな祭り、お楽しみ会

☆誕生会、避難訓練、身体測定(毎月)

☆行事は都合により変更する場合があります。

6. 給食

完全給食になります。

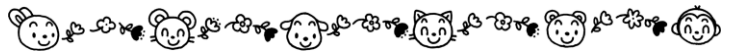
7. 園の取り組み

- 日々、英語と楽しく触れ合い、親しみを持てる環境作り
- 異年齢児との関わり
- 園ブログによる、子供たちの生活の様子や給食などの発信
- 小規模だからこそできる、ひとりひとりの発達状況や個性に合わせた保育
- 地域との交流を積極的に図る

8. その他の保育サービス

- 一時預かり保育の実施





1. 保育方針

日吉台学園は毎日園児が登園を楽しみにし、かつ豊かな創造力を身につけて貰う学園生活を常に考え、それを学園の原点と心がけています。それと同時に、人として社会人としての基本的な学びの原点として、学んで貰うことも教育方針として下記の課題等にも取り組んでいきます。

0歳児に対しては、

- ・無理なく安心して園での生活に慣れていくこと
- ・一人ひとりの気持ちを受け止め、発達に合わせた遊びが十分にできるようにすること

1歳児に対しては、

- ・健康状態や生活リズムを把握し心地よく過ごせるようにすること
- ・自然に触れながら体を動かし、様々な遊びを楽しめるようにすること
- ・生活の流れがわかり、自分でできることを行えるようにすること

2歳児に対しては、

- ・保育士に見守られながら、好きな遊びを十分に楽しめるようにすること
- ・手伝ってもらいながら身の回りのことができるようにすること
- ・全身を使った活動的な遊びをできるようにすること
- ・創造力をめばえさせる教育に重点をおくこと

などの年齢に応じたねらい・目標を設定し取り組んでいきます。

2. 保育時間

<通常保育> (標準) 月～金曜日 8:00～19:00
 土曜日 8:00～16:00
 (短時間) 月～金曜日 8:30～16:30
 土曜日 8:00～12:00

<延長保育> (標準) 月～金曜日 7:30～8:00、19:00～19:30
 (短時間) 月～金曜日 7:30～8:30、16:30～19:30

※土曜保育を利用される場合は、就労証明書とシフト表の提出が必要となります。

3. 延長保育料金

30分につき250円

4. 主な年間行事

4月	新入園児歓迎会	10月	運動会、お芋掘り、ハロウィンパーティー
5月	歯科検診	11月	
6月	内科検診、保護者保育参加 個人面談	12月	個人面談
7月	プール開き、夕涼み会	1月	お正月遊び
8月		2月	豆まき
9月		3月	お別れ会

※お誕生日会、避難訓練、身体測定は毎月行います。

5. 休園

7月1日 学園創立記念日

※お盆期間中（8月13日、14日、15日）、系列の日吉台幼稚園が振替休日となる日は、就労している方のみお預かりいたします。

6. 給食

自園調理により完全給食になります。（土曜日はお弁当をご持参ください。）

7. 園の取り組み

○日吉台幼稚園が併設されているため、0歳児から5歳児まで一貫した教育を行うことで安心して幼稚園教育に臨めます。

幼稚園と保育園が連携できることで、乳幼児がさらに自由でのびのびとした成長を育むことができます。

幼稚園では創造力あそびやネイティブ英語教師による預かり保育など、様々な取り組みを行っています。

○小規模保育という特徴を生かして、一人ひとりに向き合った保育を行います。





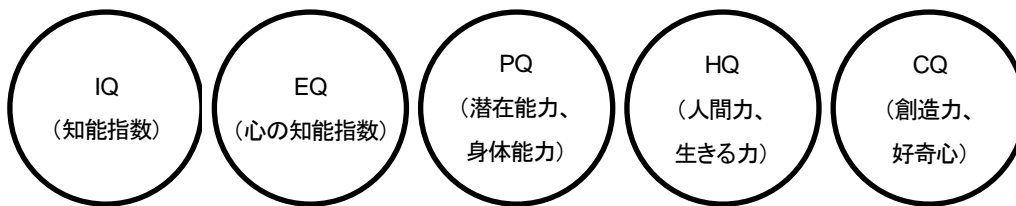
【保育理念】

子ども達の自己実現力を最大限に伸ばす



【保育の方針】

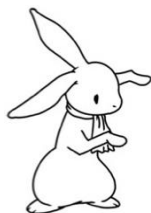
■遊びながら学ぶ5つのQを育む豊かな保育



- 自然との関わりを大切にし、自然と共に生きる感性を育てる保育
- 親御様との信頼関係を築き、家庭と保育園との一貫性のある保育
- 地域交流、異年齢・異文化交流を意欲的に取り入れた保育

【独自のメソッドに、モンテッソーリとシュタイナーの考え方を融合させた保育、遊び】

まず初めにもっとも重要である心と体の健康の土台を作る為に、質の高い食事・運動・睡眠を徹底していきます。そして、クラス分けも時に1歳児2歳児を混合にし、年齢ではなく成長に合わせたクラス分けを実施いたします。



【保育目標】

- 自ら考え、計画を立て、行動にうつせる『人としての芯のある子』
 - 正しい生活習慣と態度を取れる心身ともに健康である子
- 人・生き物・植物『命あるもの全て』に心あるコミュニケーションが取れる子
 - 本質をとらえる感性と柔軟性、グローバル思考のある子

【保育時間】

〈開園時間〉 7:00～19:00

〈PuPu 保育園通常保育時間〉月曜日～土曜日 8:00～16:00

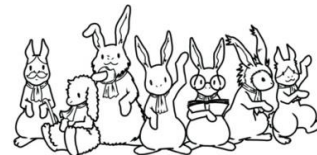
※お仕事がお休みの日に関しましては、標準時間認定であっても上記のお時間でのお預かりとなります。

産休中の方で、時間外保育利用をご希望の方はご相談ください。

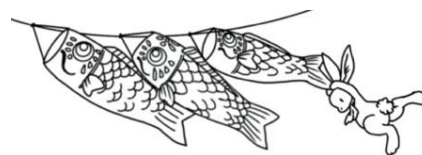
〈時間外保育〉月曜日～土曜日 7:00～8:00 / 16:00～18:00 ※標準時間保育のご家庭のみ申請可能。

〈延長保育時間〉15分 350円 標準時間保育 18:00～19:00

短時間保育 7:00～ 8:00 / 16:00～19:00



※ご都合で19時を過ぎてしまった場合は、超過分としまして15分500円をいただきます。
 ※土曜日は、土曜に就労している方のみのご利用となります。毎月締め切りまでに申請書をお出しいただき、土曜日の勤務証明書及びシフトの提出も合わせてお願い致します。
 ※延長保育を利用する場合は、申請が必要です。
 ※年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日を除きます。



【年間行事予定】

4月	入園式、イースター	10月	ハロウィン、さつまいも掘り
5月	こどもの日、母の日	11月	音楽祭
6月	父の日、個人面談、内科検診	12月	クリスマス、内科検診、歯科検診
7月	七夕、WaterPlay	1月	餅つき
8月	夏祭り	2月	節分
9月	防災訓練、運動会	3月	卒園式、ひな祭り

＜毎月の行事＞誕生日会、避難訓練、身体測定、作品展など
 ※行事は都合により、内容や日付等変更になる場合もありますのでご了承ください。

【給食】

自園調理による完全給食となります。1ヶ月3,000円を給食費一部負担金として頂戴しております。
 有機発芽玄米を主食に、使用する有機食材や無添加調味料、お出汁の出し方にまでこだわって、子どもたちの味覚を育てていきます。アレルギー除去食は行なっておりません。(土曜日はお弁当になります)





1. 保育方針

日吉台学園は毎日園児が登園を楽しみにし、かつ豊かな創造力を身につけて貰う学園生活を常に考え、それを学園の原点と心がけています。それと同時に、人として社会人としての基本的な学びの原点として、学んで貰うことも教育方針として下記の課題等にも取り組んでいきます。

1歳児に対しては、

- 健康状態や生活リズムを把握し心地よく過ごせるようにすること
- 自然に触れながら体を動かし、様々な遊びを楽しめるようにすること
- 生活の流れがわかり、自分でできることを行えるようにすること

2歳児に対しては、

- 保育士に見守られながら、好きな遊びを十分に楽しめるようにすること
- 手伝ってもらいながら身の回りのことができるようにすること
- 全身を使った活動的な遊びをできるようにすること
- 創造力をめばえさせる教育に重点をおくこと

などの年齢に応じたねらい・目標を設定し取り組んでいきます。

2. 保育時間

<通常保育> (標準) 月～金曜日 8:00～19:00

土曜日 8:00～16:00

(短時間) 月～金曜日 8:30～16:30

土曜日 8:00～12:00

<延長保育> (標準) 月～金曜日 7:30～8:00、19:00～19:30

(短時間) 月～金曜日 7:30～8:30、16:30～19:30

※土曜保育を利用される場合は、就労証明書とシフト表の提出が必要となります。

3. 延長保育料金

30分につき250円

4. 主な年間行事

4月	新入園児歓迎会	10月	運動会、お芋掘り ハロウィンパーティー
5月	歯科検診	11月	
6月	内科検診、保護者保育参加 個人面談	12月	個人面談
7月	プール開き、夕涼み会	1月	
8月		2月	豆まき
9月		3月	お別れ会

※お誕生日会、避難訓練、身体測定は毎月行います。

5. 休園

7月1日 学園創立記念日

※お盆期間中（8月13日、14日、15日）、系列の日吉台幼稚園が振替休日となる日は、就労している方のみお預かりいたします。

6. 給食

自園調理により完全給食になります。（土曜日はお弁当をご持参ください。）

7. 園の取り組み

○日吉台幼稚園、ひよしだい保育園が併設されているため、0歳児から5歳児まで一貫した教育を行うことで安心して幼稚園教育に臨めます。

幼稚園と保育園が連携できることで、乳幼児がさらに自由でのびのびとした成長を育むことができます。

幼稚園では創造力あそびやネイティブ英語教師による預かり保育など、様々な取り組みを行っています。

○小規模保育という特徴を生かして、一人ひとりに向き合った保育を行います。





【保育理念】

—心身ともに「豊かな人間性」の基礎を培う—

○一人ひとりのこどもの個性を大切に、気持ちを温かく受容し、保育と教育が一体となった保育士の最善の情熱とサポートにより、心身の調和育成を約束します。

【保育方針】

- 一人ひとりのこどもの状況や発達過程を踏まえ、こどもが自ら伸びゆく力を、愛情を持って支えます。
- こども、家庭、保育士が共に成長できる保育園を目指します。
- 家庭的な雰囲気の中で、こども達が安心感と信頼感を持てるような関わりを持ちます。

【保育目標】

- のびのび遊び、生きる力を持った子
- 元気に挨拶が出来る子
- 想像力豊かで物事をよく考える子



【保育時間】

- <開園時間> 月曜日～金曜日 7:00～19:00
- 土曜日 8:00～17:30
- <標準時間保育> 月曜日～金曜日 7:00～18:00
- 土曜日 8:00～17:30
- <短時間保育> 月曜日～土曜日 8:00～16:00

- <延長保育> 標準時間保育（月曜日～金曜日）18:00～19:00
- 短時間保育（月曜日～金曜日）7:00～8:00/16:00～19:00

<延長保育料金>

30分につき300円をいただきます。

【主な年間行事】

4月	入所開始	10月	保護者面談 ハロウィン
5月	こどもの日	11月	スクルドまつり
6月	内科健診	12月	クリスマス会
7月	七夕	1月	内科健診、歯科検診
8月		2月	豆まき
9月	保育参加	3月	ひな祭り お別れ会（2歳児）

※年間行事は都合により変更することがあります。

【安全面について】

毎月、地震、火災、さらに不審者等を想定した避難訓練を行い、お子さまの安全を最優先に、迅速に安全な場所への誘導、避難を行います。避難場所等は事前に保護者の方に共有させていただき、有事の際は安全の確保後、すみやかに保護者の方にご連絡いたします。

【給食について】

自園調理で完全給食を行っています。栄養士の献立による手作り給食を実施しており、おやつを含むすべての料理を手作りで提供します。アレルギーのあるお子さまは、医師の診断書を添えてお申し出ください。給食開始までに保護者の方とご面談させていただき、対応いたします。

【教育プログラムの充実】

専門講師によるリトミック、英会話、体操を日々の活動に取り入れます。また、モンテッソーリの考えを取り入れた保育も行い、日々の生活を充実させます。(年齢によって取り入れるものが異なることがあります。)

※保護者の方のニーズ、園の状況、子どもの状態を考慮した上で実施開始時期を決めていきます。



その他の保育サービス

○病児・病後児保育

病氣中又は病気の回復期のお子さんで、保護者の勤務、疾病、冠婚葬祭その他やむを得ない理由で、集団生活やご家庭での保育が困難なときに、市が委託する施設で一時的にお預かりし、保育します。

利用する場合は、事前に子育て支援課での登録が必要です。登録申請書は、子育て支援課、富里市ホームページからもダウンロードできます。

ご不明な点は、子育て支援課までお問い合わせください。

実施施設：龍岡クリニック 病児保育室ピッピ 富里市七栄653-73

利用日及び利用時間：月・火・水・金曜日 午前8時30分～午後6時
木曜日 午前8時30分～正午

利用できる方：病氣中又は病気の回復期にあり、生後6カ月から小学校3年生までの児童

利用期間：1回につき、連続した7日以内（実施施設の休日を除く）

利用料：5時間以上 2,000円（市外在住 3,000円）
5時間未満 1,000円（市外在住 1,500円）

○富里市ファミリーサポートセンター事業

安心して仕事と育児を両立できる環境づくりのため、子育てのお手伝いをしてほしい人と子育てのお手伝いができる人が会員となり、センターが仲介して活動を行います。

詳しくは、富里市ファミリーサポートセンター（TEL 92-2452）にお問い合わせください。

会員および会費

入会するためには、説明会に参加してください。

利用会員（＝子育ての援助を受けたい人）になれるのは、市内在住・在勤の方、同居している1歳以上小学校6年生までの子どもがいる親族の方です。

活動時間と報酬の基準

区分	報酬の額
月曜日から金曜日の午前7時から午後9時まで	1時間あたり500円
土曜日・日曜日・祝日と上記以外の時間（年末年始は不可）	1時間あたり700円



利用案内 Q&A

Q1. 認定こども園とは、どんなところですか？

A. 認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の機能を併せ持った施設です。1番のメリットは、ご家庭の状況が変わった場合でも、年齢によっては同じ施設を利用できる点です。

保育園は、保護者が退職する等、保育を必要とする事由に該当しなくなった時は退園しなければなりません。しかし、認定こども園は1号認定（教育利用）と2号認定（保育利用）のお子さんが同じクラスで生活しているため、1号認定に変更することで一貫した幼児教育・保育を受け続けることができます。（1号認定に変更できる年齢は施設ごとに異なります。例えば、葉山及び向台こども園は4歳児クラス以上です。）

Q2. 申込みをすれば、必ず入園できますか？また、入園は先着順ですか？

A. 申込み後の入園審査（選考）により決定した場合に入園できます。保育を必要とする事由やご家庭の状況等を基に点数付けを行い、点数の高い方から入園を決定します。先着順ではありません。

点数が高くても、希望する園に空きがなければ入園できませんし、逆に点数が低くても、他に希望している方がいない場合は入園できることもあります。

Q3. これから仕事を始めようと考えていますが、入園申込みはできますか？

A. 申込みできます。ただし、求職活動中の方は、就労中の方に比べ点数が低くなります。採用が内定している場合は、就労証明書（就労予定で記載したもの）を申込み時に提出してください。

また、求職活動で入園した場合は、90日以内に就労先を決定し、「就労証明書」と「支給認定変更申請書」を子育て支援課に提出してください。就労先が決まらない場合は、90日で退園となります。

（例）4月1日入園の場合：6月30日までに就労先を決定し書類提出

Q4. 育児休業中ですが、入園申込みはできますか？

A. 保育を必要とする事由「育児休業」で入園申込みをすることはできません。ただし、入園月の翌月1日までに育児休業を終了し復職する場合は、保育を必要とする事由「就労」で申込みをすることができます（例：4月1日入園→5月1日までに復職）。復職した後、2週間以内に「復職証明書」を提出してください。

Q5. 希望保育園欄は全て記入する必要がありますか？

A. 申込書には第8希望までの記入欄がありますが、全てを埋める必要はありません。希望園すべてに入園の意思があるものとして入園審査（選考）を行いますので、必ず通える範囲でご記入ください。

Q6. 1園のみ希望した場合は優先されますか？

A. 「1園のみの希望だから入りやすい」ということはなく、また「複数園の希望だから不利になる」ということもありません。入園審査（選考）では、保育の必要性を点数化し、点数の高い方から、第1希望園から順に入園可能かどうかを選考しています。

通える範囲内で、なるべく多くの希望園を記入していただいた方が、入園できる可能性は広がります。

Q7. きょうだいで申込みする場合、書類は人数分必要ですか？

A. 「支給認定申請書兼利用申込書」及び「児童健康状況調査票」は児童ごとに必要です。就労証明書等は、保

護者ごとに1部で足りませぬ。

Q8. 同居の祖父母や親族がいる場合、書類の提出は必要ですか？

A. 65歳未満の祖父母等の親族が同居している場合は、世帯が別であっても、保育を必要とする事由を証明する書類（就労証明書、診断書、障害者手帳（写し）等）が必要です。

65歳以上の方については必要ありません。

Q9. パートや派遣形態での就労の場合、利用調整に影響しますか？

A. 就労形態ではなく、就労時間により点数化され、入園審査（選考）が行われます。数値については、41ページ「入園審査（選考）に関する指数」をご覧ください。

Q10. 希望順位が下位の施設に入園しました。転園することはできますか？

A. 転園申請をすることがあります。申請方法等は新規入所申込みと同様です。

Q11. 入園決定後に入園を辞退することはできますか？

A. 「辞退届」を提出してください。

申請を継続することはありますが、辞退した年度内は入園審査（選考）において減点があります。

申請を取り下げる場合は「取下書」を提出してください。

Q12. ひとり親家庭の保育料は無料ですか？

A. ひとり親家庭であっても、保育料は市民税額により決定するので、無料とは限りません。ひとり親保護者の方の収入によっては、同居している親族（祖父母等）の収入を基に、保育料を決定する場合があります。

Q13. きょうだいがいる場合に保育料は安くなりますか？

A. 認可保育園、こども園、幼稚園等を利用中のきょうだいがいる場合、多子減免の対象となります（第2子半額、第3子無料）。小学生以上のきょうだいは数えません。

ただし、世帯の収入によっては、きょうだいの年齢に関わらず、多子減免の対象となる場合があります。

詳しくは、子育て支援課までお問い合わせください。

Q14. 保育園等は完全給食ですか？

A. 0歳児～2歳児クラスにおいては、主食、副食ともに園で提供する完全給食です。3歳児クラス以上では、保育園等ごとに方式が異なります。どの保育園等でも副食は提供されますが、主食については、ご家庭から持参していただく施設と、主食費を別途支払うことで提供のある施設があります。

Q15. 入園後に仕事を辞めた場合は、どうなりますか？

A. 退職日の月末をもって退園となります。ただし、退職後に求職活動を行う場合は、保育を必要とする事由「就労」から「求職活動」に変更することで、退職日から90日が経過する日の月末まで保育園等を利用することができます。

また、こども園を利用しているお子さんについては、保護者が就労をしなくても認定を変更することにより在園可能な場合がありますので、子育て支援課までご相談ください。

Q16. 現在、短時間認定ですが、就労時間が長くなるので、標準時間認定に変更することはできますか？

A. 変更希望月の前月までに「就労証明書」と「支給認定変更申請書」を提出してください。申請月の翌月から標準時間認定に変更できます。標準時間認定は、①就労時間が月120時間以上の場合、②就労時間が月120時間に満たないが、就労の時間帯が保育園等の設定する保育短時間認定の利用時間帯を超えている場合等であることを要します。

Q17. 入園後に、妊娠・出産した場合はどうなりますか？

A. 保育を必要とする事由「就労」で保育園等を利用されている場合、産前産後各約2ヶ月の間は「妊娠・出産」に変わり、その期間中在園できます。下記のとおりお手続きをしてください。

①妊娠した場合

出産2カ月前までに「母子手帳の写し」「支給認定変更申請書」を提出してください。

②育児休業を取得する場合

出産後、「就労証明書（育児休業期間記載）」「支給認定変更申請書」を提出してください。3歳未満児クラスのお子さんは、生まれたお子さんが1歳6カ月を迎える月の月末まで在園できます。3歳以上児クラスのお子さんは、小学校就学前まで在園できます。

育児休業期間中は「短時間」認定となり、一日のうち最大8時間までの保育利用となります。

③出産に伴い退職した場合

「妊娠・出産」期間経過後退園するか、就労の意思がある場合は、保育を必要とする事由「求職活動」に変更することより90日間在園できます。

90日以内に就労を開始した場合は、「就労」に認定を変更し、引き続き在園できます。90日以内に就労が決まらない場合は、退園となります。

※保育を必要とする事由「妊娠・出産」により入園決定し在園している場合は、「育児休業」に認定を変更することはできません。認定期間終了後在園を希望する場合は、「育児休業」以外の認定に変更する必要があります。

Q18. 育児休業の延長を希望しています。

A. 「入園に関する確認書（承諾書）」に、実際の入所希望月と、育児休業の延長期間を記入してください。入所希望月まで、入園審査（選考）において大幅に減点されます。保留が決定したときは保留通知書が発行されます。減点期間中は待機期間とはみなされないため、調整指数における待機期間（6か月・1年）としては数えません。

Q19. 保育標準時間認定の場合、必ず11時間利用できますか？

A. 利用できる時間は、休憩時間や通勤時間も考慮し、保護者の就労状況等に応じて必要な範囲となります。（最長11時間）



入園審査（選考）に関する指数

○基準指数

番号	保護者の状況			指数	
	類型	細目			
1	就労	居宅外労働 (外勤, 自営, 農業)	月実働150時間以上	50	
			月実働140時間以上150時間未満	45	
			月実働120時間以上140時間未満	40	
			月実働100時間以上120時間未満	35	
			月実働80時間以上100時間未満	30	
			月実働60時間以上80時間未満	25	
			月実働48時間以上60時間未満	20	
		居宅内労働	自営	月実働150時間以上	45
				月実働140時間以上150時間未満	40
				月実働120時間以上140時間未満	35
			内職	月実働100時間以上120時間未満	30
				月実働80時間以上100時間未満	25
				月実働60時間以上80時間未満	20
		月実働48時間以上60時間未満	15		
		月実働120時間以上	25		
		月実働80時間以上120時間未満	15		
		月実働48時間以上80時間未満	5		
2	不在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など		50	
3	出産等	妊娠・出産	出産予定月を中心に前後2か月	50	
4	疾病・障害	入院	おおむね1か月以上の入院	50	
		自宅療養	常時病臥・感染症	50	
			精神性疾患	30	
			おおむね1か月以上の安静を要すると診断されたもの	40	
			上記以外の自宅療養で保育が必要と認められるもの	35	
		障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳 [Ⓐ] の1,2若しくはAの1,2又は精神障害者保健福祉手帳1・2級	50	
			身体障害者手帳3級、療育手帳Bの1又は精神障害者保健福祉手帳3級	40	
身体障害者手帳4級以下、療育手帳Bの2	30				
5	介護・看護	同居又は長期入院等 親族の介護・看護	常時介護・看護を必要とする場合又は週5日以上の施設通所付添等（要介護4・5程度）	50	
			一部介護・看護を必要とする場合又は週3日以上施設通所付添等（要介護2・3程度）	40	
			上記以外の介護・看護で保育が必要と認められるもの	35	
6	災害復旧	災害復旧	災害の復旧に当たっているもの	50	
7	育児休業中 (継続利用が必要な場合)	育児休業中 (継続利用が必要な場合)	第2子等の育児休業取得時に、既に保育を利用している子供がいて、継続利用が必要と認められるもの	育児休業取得前の就労状況により 20~50	

8	求職活動	求職活動中である	3
9	就学等	学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校や職業訓練施設等に在学している場合、居宅外労働に準じ選考基準指数を認定する（この場合、就労を就学と読み替える。）	20～50
10	虐待・DV等	児童虐待の防止に関する法律第2条又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条の対象者と認められる場合	50
11	その他	上記に掲げるもの以外で、市長が特に必要と認める場合	5～50

備考 基準指数は、父母（不在の場合は保護者）それぞれの指数を合算する。ただし、一人が複数の類型に該当する場合は、そのうち指数が高い方の類型を選択し、合算の対象の指数とする。

○調整指数

番号	状況	指数
1	ひとり親（死亡・離別・行方不明・拘禁等）世帯	10
2	生活保護世帯	7
3	生活保護世帯で、就労による自立につながるが見込まれる場合	10
4	生計中心者の失業により生活困窮の状態にあり、就労の必要が高い世帯	10
5	子（4月1日現在18歳未満）が、4人以上いる世帯	5
6	産後休暇又は育児休業が終了し、職場に復帰する場合	5
7	育児休業取得により保育利用を終了し、育児休暇明けに保育利用を希望する場合（保育利用を終了した児童だけでなく、兄弟姉妹にも適用する。その場合は、上記6は適用しない。）	10
8	既に兄弟姉妹が保育所等を利用している場合又は同時に2人以上の申込みをしている	3
9	同居の祖父母（65歳未満）が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合	△10
10	待機期間が1年以上経過している場合	5
11	待機期間が6か月以上経過している場合	3
12	申込児童の保護者が市内の教育・保育施設又は放課後児童クラブ等で、保育士、看護師、栄養士、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童クラブ支援員等として勤務しており、育児休暇明けで復帰する場合又は月48時間以上勤務することが内定している場合	5
13	地域型保育事業を利用する児童が、年齢制限により継続利用できない場合	10
14	市外からの広域入所を希望している場合（転入予定者を除く。）	△5
15	利用の決定を辞退した場合（辞退をした利用月の属する年度内の利用調整に限る。）	△5
16	保護者が保育料を正当な理由なく滞納している場合（納付の約束を履行しなかった場合及び保育利用を希望する児童以外の滞納分を含む。）	△5
17	希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合	△95

備考 基準指数表により算出した基準指数から、調整指数を加算し、又は減算する。

※指数表は、変更になる場合があります。

○基準指数と調整指数の合計が同一の場合の優先基準

順位	項目
1	基準指数が高い世帯
2	ひとり親世帯
3	生活保護世帯
4	既に兄弟姉妹が保育所等を利用しており、同じ保育所等を利用する場合
5	養育している未就学児の人数が多い世帯
6	父母（不在の場合は保護者）の市民税所得割額が低い世帯

保育園・こども園 マップ



